

問8 当該消費者の認識を考慮することによって、認知症の高齢者が事業者に勧められたために必要であると思い、大量の商品を買わされたという事例は、対象外となることはないのですか。

(答)

1. 消費者にとっての通常分量等については、①消費者契約の目的となるものの内容及び②取引条件、並びに③事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及び④これについての当該消費者の認識を総合的に考慮した上で判断されるため、当該消費者の認識を考慮しても、それだけで認知症の高齢者が大量の商品を買わされたという事例が対象外となるわけではありません。
2. 例えば、既に同級生と連絡を取れず疎遠になっている認知症の高齢者が、当該消費者の生活の状況からは客観的に存在していないにもかかわらず、何十人もの同級生が遊びに来ると思いついた上で、大量の食材を購入した事例においては、そもそも客観的に存在していない生活の状況についての当該消費者の認識を観念することはできません。したがって、この場合は、当該消費者にとっての通常分量等を判断するに当たって、当該消費者の認識は考慮されないことから、通常は過量な内容の消費者契約に当たることとなると考えられます。